令和元年度琴平町情報公開条例の運用状況の公表

I 公開請求件数と処理状況

実施機関別公開請求件数と処理状況(単位:件)

ス温度はガゴが出致ことは100(中世:11)								
実施機関	請求	取下げ	決	定 状	況			
	胡水	AX I'I)	全部公開	部分公開	非公開※			
町長(内訳別表参照)	9	0	0 4		5			
議会	2	0	2 0		0			
教育委員会	2	0	0	1	0			
選挙管理委員会	0	0	0	0	0			
監査委員	0	0	0	0	0			
農業委員会	0	0	0	0	0			
固定資産評価審査委員 会	0	0	0	0	0			
計	13	0	2	5	5			

町長部局内訳(別表)

四 技印的内部()加及/								
課名	請求	取下げ	決定状況					
	明水	AX I'I)	全部公開	部分公開	非公開※			
総務課	4	0	0	0	4			
観光商工課	1	0	0	0	1			
農政課	2	0	0	2	0			
地域整備課	2	0	0	2	0			
計	9	0	0	4	5			

Ⅱ 不服申立て件数とその処理状況

不服申立てと処理状況(単位:件)

実施機関	申立て	取下げ	却下	諮問·答申		裁決状		況
				諮問	答申	認容	一部認容	棄却
町長	4	0	0	4	3	0	1	2
議会	2	0	0	2	2	0	0	2
計	6	0	0	6	5	0	1	4

町長部局内訳(別表)

叫 支印问内部 (
課名	申立て	取下げ	却下	諮問	*答申	裁	決 状	況
				諮問	答申	認容	一部認容	棄却
総務課	3	0	0	3	2	0	0	2
観光商工課	1	0	0	1	1	0	1	0
計	4	0	0	4	3	0	1	2

※前年度から引続いて処理した場合や次年度に引き継いだ場合があり、申立て件数と処理件数が必ずしも一致しないことがあります。

[※]非公開には、却下、公開請求の対象不存在、条例適用除外を含みます。

[※]請求には、他の実施機関からの移送を含みます。

[※]前年度から引続いて処理した場合や次年度に引き継いだ場合があり、請求件数と処理件数が必ずしも一致しないことがあります。